

厚木市心身障害者福祉手当支給 条例の一部改正に係る意見交換会

令和3年7月10日(土)

10時30分から

厚木市役所 本庁舎4階 大会議室

1 手当の経緯

昭和41年 厚木市精神薄弱者扶養手当支給条例を制定
(知能指数50以下の方を対象に支給を開始)

昭和44年 厚木市身体障害者(児)福祉手当支給条例
を制定

(重度の身体障がい者を対象に支給を開始)

昭和48年 厚木市心身障害者福祉手当支給条例を制定
(支給要件や手当額の見直しを機に、条例
を一本化)

その後、支給対象者や手当額の改定を行い、
平成18年の改定が現在の支給要件、手当額と
なっています。

2 手当の概要

厚木市心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)は、心身障害者に対し手当を支給することによって、その更生と生活を援助し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 事業の対象

身体障害者手帳 1 ～ 4 級、知能指数 7 5 以下、
精神障害者福祉手帳 1 ～ 2 級

8,199人 (令和 2 年度)

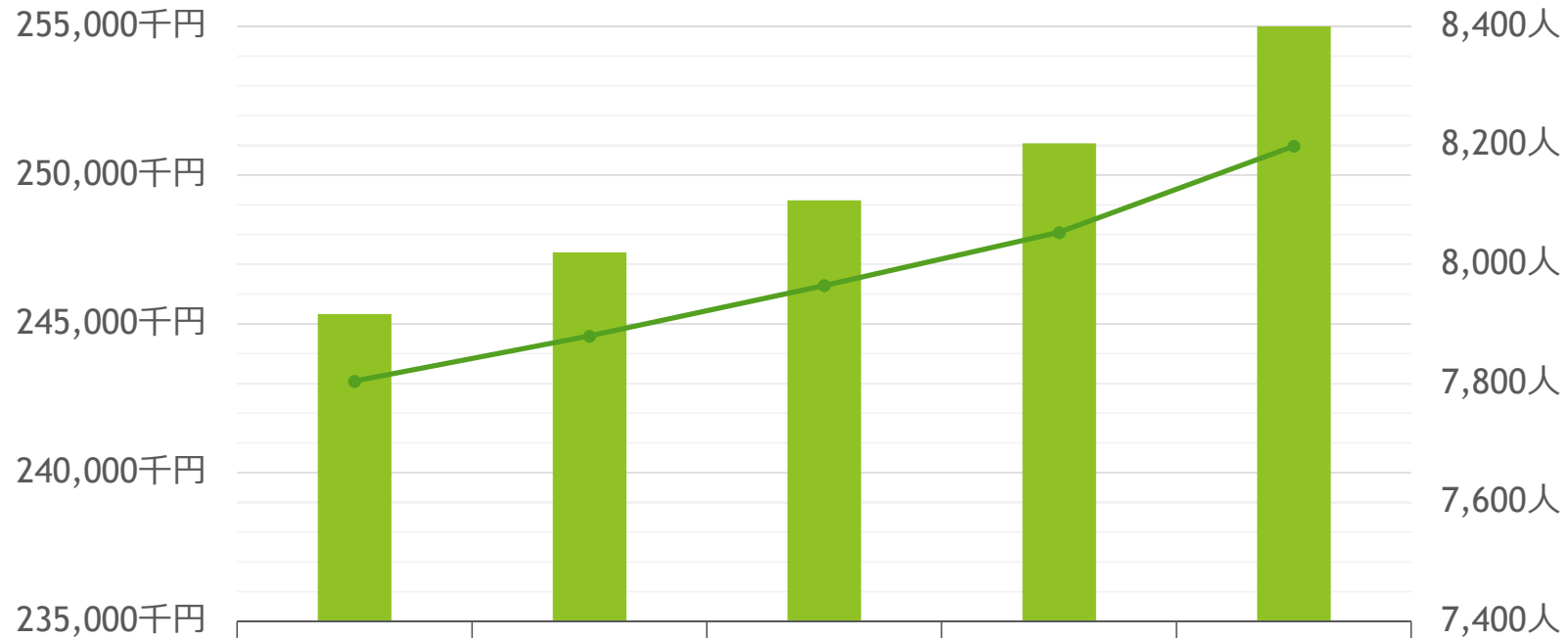
▶ (2) 手当額

種別	対象要件	支給額 (年間)	支給者数 (令和2年度)
居宅	身体1～2、知能指数50以下、 精神1	36,000円	4,032人
	身体3～4、知能指数51から75、 精神2	26,000円	3,961人
施設 入所	知能指数50以下、精神1	34,000円	161人
	身体1～2	28,000円	27人
	知能指数51から75、精神2	26,000円	16人
	身体3～4	18,000円	2人

3 手当の現況

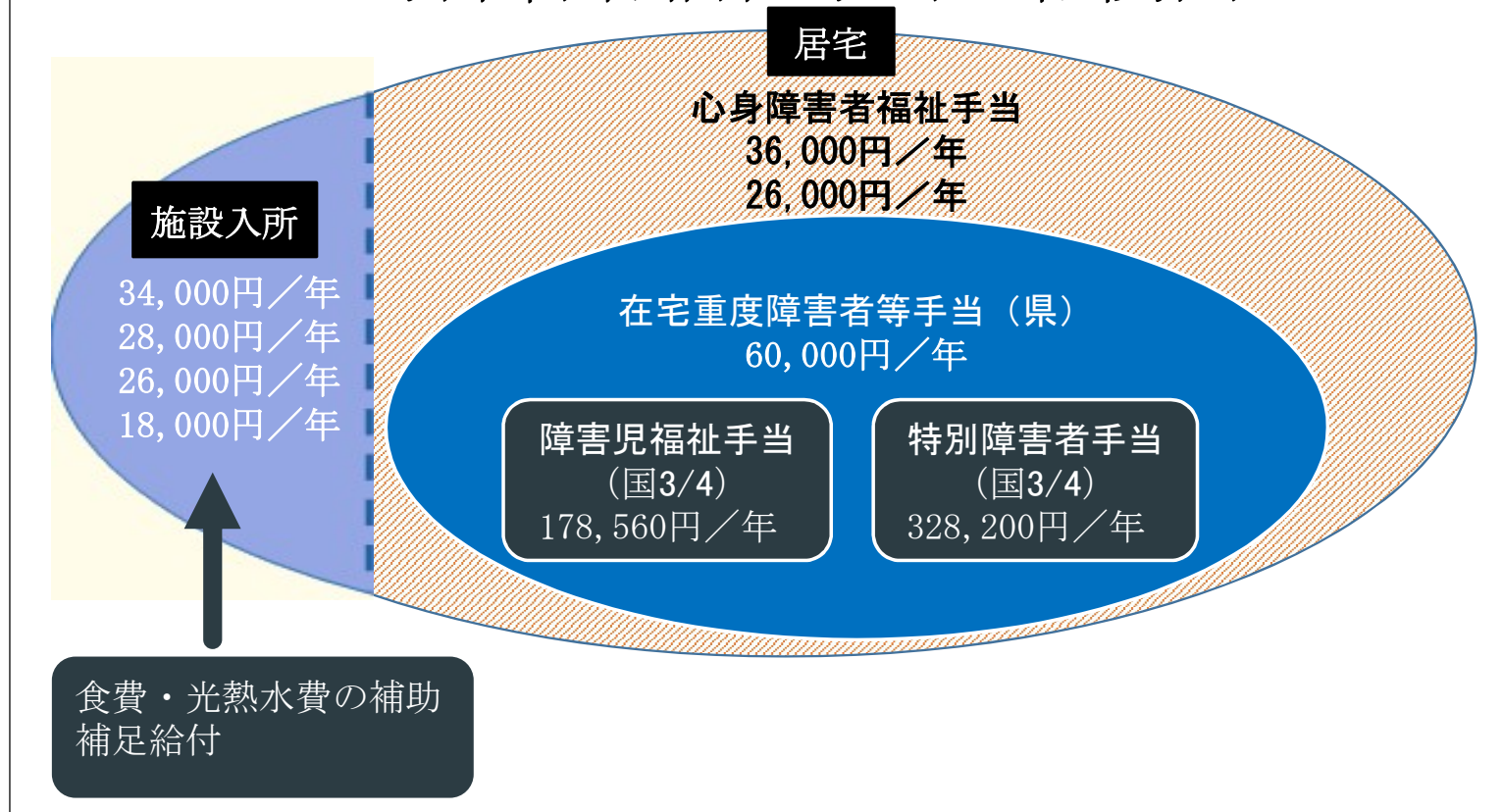
- ・支給者数及び支給額が年々増加
(令和2年度は、約8,200人、2億5,500万円を超える額を支給)
- ・厚木市が支給する心身障害者福祉手当の他、国、県の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当などを、重複して受給されている方もいられます。

心身障害者福祉手当の推移



	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
■ 支給額	245,340千円	247,412千円	249,162千円	251,078千円	255,062千円
● 支給者数	7,804人	7,880人	7,965人	8,054人	8,199人

心身障害者福祉手当の相関図



※在宅重度障害者等手当については、65歳以上で新規の手帳交付、及び65歳以上で新規に特別障害者手当の受給決定を受けた方は対象外。

4 見直しの背景

平成24年度

「厚木市福祉サービス見直し検討委員会」設置

- ・ 高齢者及び障がい者に対する福祉サービス事業の見直しの方向性について検討

「福祉サービス事業の見直しに係る基本方針」
を策定

基本方針に基づき段階的に見直しを進めた事業

- ・ 高齢者バス割引乗車券購入助成事業
（かなちゃん手形の自己負担額）
- ・ 敬老祝金（支給年齢、金額）
- ・ ねたきり等家族慰労金（支給要件） など

超高齢社会に向け、今後も必要な福祉サービス事業を持続的かつ安定的に提供していくことができるよう、手当についても基本方針に基づき見直しを行うものです。

5 見直し内容

次に該当する方には、手当を支給しないこととします。

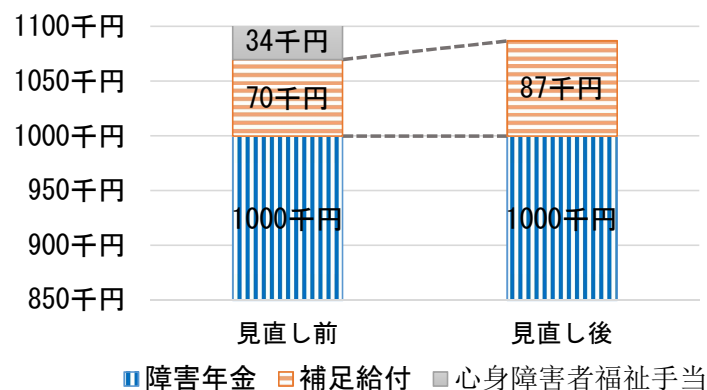
- (1) 所得制限の設定（市民税が課税されている方）
- (2) 施設に入所している方
- (3) 国、県手当を受給している方

区分	対象要件	現行 (年額)
居宅	身体1～2、知能指数50以下、精神1	36,000円
	身体3～4、知能指数51から75、精神2	26,000円
施設 入所	身体1～2	28,000円
	知能指数50以下、精神1	34,000円
	身体3～4	18,000円
	知能指数51から75、精神2	26,000円



見直し後 (年額)	見直し後対象者
36,000円	非課税者のみ 国県手当受給者以外 (6,046人)
26,000円	
0円	国からの 補足給付あり
0円	
0円	
0円	

(例) 減額分の約50%が国の補足給付で補完された場合。



6 見直し後の活用

- ・ 限られた財源を有効に活用し、障がい児・者やその家族が真に求めるサービスへの転換が必要
- ・ 障がい者、家族、関係機関等からの各種相談は年々増加
- ・ 専門性を要する相談や対応困難事例が増加
- ・ 障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、いつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要
- ・ 自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要

以上のようなことから、手当の支給要件を見直すことによって得られる財源を、地域における相談支援体制の充実のために活用していきたいと考えています。

7 見直しを行う年度

令和3年度（令和4年度から実施）